

2 - 3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額		申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの	人	外	千円	千円	
事業	営業等所得	114,040	2,842	14,754	2,709,217	422,264,448	28,657,742
	農業所得	5,404	8,449	25,322	2,743,296	22,526,509	627,022
	計	119,444	11,291	40,076	5,452,513	444,790,957	29,284,765
利子所得	26	-	-	531	-	248,736	4,001
配当所得	280	-	-	17,032	-	15,556,281	544,086
不動産所得	47,219	2,586	82,619	1,152,398	270,178,953	17,935,724	
給与所得	175,185	-	47,256	-	966,030,280	29,663,059	
総合譲渡所得	129	1,016	908	451,949	1,262,966	489,524	
一時所得	4,448	-	23,850	-	27,075,769	1,497,041	
雑所得	79,204	-	95,940	-	216,251,712	3,246,661	
(損益通算による差額)	-	-	-	6,091,247	2,504,802	-	-
合 計	425,935	14,893	308,212	13,148,108	1,943,900,456	82,664,861	
分離短期譲渡所得	85	62	240	-	751,157	134,327	
分離長期譲渡所得	7,455	122	2,437	-	102,739,192	17,176,972	
株式等の譲渡等所得	373	-	684	-	8,574,978	1,477,886	
山林所得	47	2	147	-	288,637	22,568	
退職所得	254	-	720	-	4,537,327	91,259	
総 計	434,149	15,079	312,440	13,148,108	2,060,791,748	101,567,872	

調査対象 平成14年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成15年3月31日

- (注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。
 なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。
- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得(青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。)で示している。

(2) 人員の累年比較

区 分	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
	人	人	人	人	人
事業 { 営業等所得	130,544	164,342	150,401	138,460	128,794
事業 { 農業所得	37,582	40,292	34,886	36,104	30,726
事業 { 計	168,126	204,634	185,287	174,564	159,520
利子所得	640	659	662	556	557
配当所得	20,430	19,221	20,319	18,139	17,312
不動産所得	125,341	138,756	136,481	132,392	129,838
給与所得	230,078	243,776	238,657	233,118	222,441
総合譲渡所得	1,055	1,144	960	1,442	1,037
一時所得	32,320	30,575	24,058	26,356	28,298
雑所得	145,981	187,591	184,023	180,587	175,144
分離短期譲渡所得	359	390	380	395	325
分離長期譲渡所得	13,448	12,650	12,358	10,916	9,892
株式等の譲渡等所得	1,210	1,651	1,261	944	1,057
山林所得	363	414	331	272	194
退職所得	370	676	650	878	974
合 計	739,721	842,137	805,427	780,559	746,589

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

(3) 所得金額の累年比較

区 分	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
事業 { 営業等所得	473,933	511,304	490,868	465,528	422,264
事業 { 農業所得	32,029	29,052	23,939	24,919	22,527
事業 { 計	505,962	540,356	514,807	490,446	444,791
利子所得	402	420	386	290	249
配当所得	15,859	14,280	17,187	16,843	15,556
不動産所得	254,993	268,331	271,383	268,955	270,179
給与所得	1,108,728	1,043,702	1,037,105	1,014,711	966,030
総合譲渡所得	1,332	1,474	1,147	2,141	1,263
一時所得	31,965	27,135	23,327	27,526	27,076
雑所得	185,723	238,015	235,045	225,789	216,252
損益通算による差額分	1,160	1,192	1,461	4,265	2,505
分離短期譲渡所得	806	1,034	865	910	751
分離長期譲渡所得	164,958	145,278	142,371	116,283	102,739
株式等の譲渡等所得	8,646	15,795	11,467	10,031	8,575
山林所得	493	553	568	434	289
退職所得	2,035	3,833	3,582	4,632	4,537
合 計	2,283,064	2,301,396	2,260,700	2,183,258	2,060,792

(4) 業種別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額	申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの				
	人外	人外	千円	千円		
営 業 等 所 得						
畜 産 水 産 業	3,514	124	675	70,184	12,780,738	717,712
医 療 保 健 業	5,044	55	351	121,872	81,317,645	11,462,342
弁 護 士、税 理 士、建 築 士 等	1,715	106	429	61,313	17,636,668	1,745,953
そ の 他 の 庶 業	17,656	355	3,646	158,669	49,695,853	2,073,009
各 種 商 品 小 売 業	21	2	1	3,153	75,370	4,185
飲 食 料 品 小 売 業	4,121	306	941	248,844	11,157,103	497,541
繊 維、身 ま わ り 品 小 売 業	1,199	73	161	66,558	3,170,596	158,211
家 具 小 売 業	70	9	9	15,922	219,964	10,058
雑 貨 類、日 用 具 類 小 売 業	3,156	159	441	159,095	10,264,652	540,564
機 械 器 具 小 売 業	1,650	61	136	44,858	4,767,908	193,200
そ の 他 の 小 売 業	1,801	169	926	223,379	5,748,526	299,771
料 理 飲 食 業	10,143	315	833	338,013	22,831,375	984,179
卸 売 業	2,201	90	273	133,302	7,708,533	479,654
製 造 小 売 業	2,089	46	131	43,230	6,541,247	311,577
製 造 卸 売 業	2,064	51	229	88,618	6,888,564	357,871
受 託 加 工 業	3,484	64	364	85,385	10,943,404	534,606
修 理 業	3,221	32	207	29,843	10,316,210	438,005
サ ー ビ ス 業	13,531	271	1,089	283,077	35,660,772	1,899,298
建 設 業	27,536	141	908	146,347	93,470,890	4,310,453
そ の 他 の 営 業	9,824	413	3,004	387,555	31,068,430	1,639,555
合 計	114,040	2,842	14,754	2,709,217	422,264,448	28,657,742

(注) 「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。

- 用語の説明
- 1 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれる。
 - 2 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業等が含まれる。
 - 3 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。
 - 4 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師(はり師、きゅう師、あんま、指圧師等)、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
 - 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
 - 6 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、易者等が含まれる。